広報あびこ

第95号
昭和36年9月1日発行

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話（あびこ）42・142・242
昭和34年7月30日第三種郵便物認可
（発行日　毎月1日・16日）

「広報あびこ」は皆さんのもの

町民の皆さんの声がこの紙面にみなぎるとき、私たちの我孫子はすくすくと伸びて行くことと思います。皆さんの町政についての質問、要望や建設的なご意見をお待ちしています。

ことしは結核以外の診断も
町ぐるみ受けよう健康診断
9月11日から実施

年に一度の結核健康診断は九月十一日から第一次、第二次に分けて実施されます。ことしはとくに町医師会のご協力を得て、結核以外の一般健康診断（X線撮影当日の午後一時から午後四時まで）をもあわせて行なうことになりました。

ことしの結核健康診断は、八月中旬から全町一斉に実施する予定でしたが、皆さまもご存じのように、赤痢の多発による予防措置と小児マヒ緊急予防対策に繁忙をきわめ、計画がずれて農繁期に入ってしまいましたので、第一次、第二次に分け、農村地区の方には第二次として十月以降に実施する計画をたてております。つまり第一次では、我孫子地区（農村地区を除く）の一般住民と湖北・布佐地区の行商組合員・食品衛生業者、第二次では我孫子の農村地区と湖北・布佐地区の一般住民（農村地区を含む）というように、町を二分して実施することにしました。なお、第一次の実施日程は別表のとおりですが、第二次の実施日程については松戸保健所と協議し、決定じだい広報でお知らせします。

国民病といわれた結核も、近年国をあげての結核撲滅対策と医薬学の著しい進歩によって、死亡率は年々低下しているものの、患者の数は依然として多く四世帯に一人の割合で結核患者がいるといわれています。結核患者のうち約八割の方は、無自覚症状であったために「自分は健康だ」と思っていたことから病状が進んでしまっているようです。そこで健康体だと思っている人でも、年に一回は健康診断を受けることが必要になってくるわけです。発見が一日遅れればそれだけ治療が長びきますので、早期発見して適切な医療を行なうことが、結核予防上もっとも大切なことであることはいうまでもありません。結核は、早く見つけて正しい治療さえすれば、必ずなおる病気です。

結核健康診断を受けなければならない方は、会社・工場・学校などで毎年定期的に受診している人を除いたすべての町民の方々で、次のような方法により実施します。

❶十五才以上の方にはX線間接撮影
❷三十才未満の方にはツベルクリン反応。したがって十五才以上三十才未満の方は、X線間接撮影とツベルクリン反応の両方を行なうことになります。
❸三十才未満の方で、ツベルクリン反応が陰性の方には、BCGを接種します。
❹料金はいっさい無料です。

この結核健康診断が、有意義にそしてじゅうぶんな成果が得られるよう、九月四日から三日間、区長・連絡員・班長・各種団体役員の方々にお集まり願ってブロック別に説明会を開き、趣旨の普及および徹底についてとくにご協力をわずらわすことになっています。

受診率は、一昨年は十六%、昨年は三十八%で上昇はしていますが、まだまだ低調ですから、あなたの健康を護るためのこの健康診断を一人残らず受けて、明るい家庭、明るい町づくりにご協力ください。なお、該当者には個人通知をさしあげますが、こちらの手違いなどで通知がなかったような場合でも、もよりの会場で受診してください。

◈第一次実施日程◈

場所	X線間接撮影・ツ反 月日	X線間接撮影・ツ反 時間	ツ反検査・BCG接種 月日	ツ反検査・BCG接種 時間
第4小学校	9月11日（月）	午前9時から午後4時まで	9月13日（水）	午後1時から午後3時まで
興陽寺	9月12日（火）	〃	9月14日（木）	〃
保育所	9月13日（水）	〃	9月15日（金）	〃
第1小学校	9月14日（木）	〃	9月16日（土）	〃
我孫子中学校	9月16日（土）	〃	9月18日（月）	〃
中峠下公民館	9月19日（火）	〃		
布佐中学校	9月20日（水）	〃		

▶第1次の実施区域は我孫子1区・2区・3区・4区・5区6区・7区・8区・9区・10区・11〜1区・11〜2区・12区・13区・14区・15区・17区・栄町・城山・雁明・小暮・高野山高野山団地・東我孫子・日立社宅・ときわ台・船戸で、同地区内の一般住民（農家も含む）の方は、都合のよい日にもよりの場所で受診してください。湖北・布佐地区は、同地区内の30才以上の行商組合員と食品衛生業者のみ実施しますので、都合のよい場所で受診してください。第2次実施日程は、決まりしだいお知らせします。なお、結核以外の一般健康診断は、X線撮影当日の午後1時から午後4時までです。

松戸保健所
巡回無料相談始める
次回は9月15日三小で

松戸保健所では、課長・技師・医師・保健婦・栄養士等で巡回出張相談班を編成し、管内各市町村の開業医のいない地域について、毎月定期的に無料出張相談を実施することになりました。

相談の内容は、乳幼児健康相談、育児指導、成人血圧測定、環境衛生相談、食品獣疫相談、医務・薬事相談、栄養相談と、あらゆる部門にわたりそれぞれの専門の方が担当していますので、相談希望の方はお誘いあわせの上、この機会においでください。

当町における第一回目の出張相談は、八月十八日午前九時三十分から正午まで我孫子第三小学校において実施しましたが、相談においでになった方は十七名で、予想外に少なかったのですが、回を重ねるごとに相談にくる人がふえることでしょう。なお、次回は九月十五日午前九時三十分から正午まで我孫子第三小学校で行なわれる予定です。

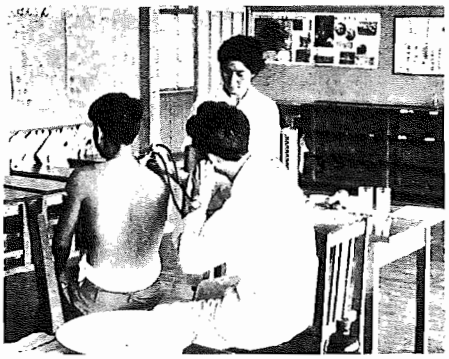
【8月18日、第3小学校で行なわれた巡回相談】

おじいさん、おばあさんを大切に
九月十七日 一小講堂で 敬老・母子家庭慰安の会

九月十五日の「としよりの日」から一週間は、「としよりの福祉週間」です。この週間は、老人の現状を明らかにするとともに、老人問題えの関心を高める世論を喚起するために国民的行事として設けられたものです。

人間の寿命が著しくのびてきたことは非常に喜ばしいことですが、反面、人口の老令化にともなう扶養問題がいろいろ問題になってきております。そこで老人の問題が大きくとりあげられ、その健康と福祉について真剣に考えられるようになり、国では老後のしあわせのために拠出制国民年金制度を設け、二年前からこの制度の一つである老令福祉年金を支給して、「としより」に不自由がないかと心配されてきています。また全国各地においても、老人ホームを建設したり、敬老金を支給したり、敬老会をもよおすなどして、今までのご労苦に対し感謝の意を表してきていますが、よりいっそう健康で明るく恵まれた環境の中で、老後をなんの心配もなく趣味や娯楽などでより有意義に過ごすことができるよう、さらにいろいろな福祉対策も考えられるようになってきました。このほか、おとしよりの方々が自主的に、お互いに話しあいの場を作って楽しもうと、各地区に老人クラブを結成していることはまことに喜ばしいことです。

そこで、おじいさん、おばあさんのめんどうをみておられる皆さんも、おじいさん、おばあさんが日常生活においてなんの心配もないように、暖かい家庭のふんい気でお護りしてやってください。そおして、おじいさんやおばあさんが心から「あゝ長生きしてよかった」といえる世の中にしましょう。

当町では「としよりの福祉週間」にあたり、数え年七十才以上の方約千人、結婚五十年に達してご夫婦十二組、母子家庭約二百世帯をお招きして、九月十七日午前九時三十分から第一小学校講堂で次のような敬老・母子家庭慰安の会を開催することになりました。

❶慰安演芸会
❷本年九月一日現在で結婚五十年に達した十二組のご夫婦に対して、県知事および県社会福祉協議会長からの記念品贈呈。
❸当町に二年以上居住している数え年八十八才に達したおとしより八人に対して、町からの敬老金贈与。
❹本年九月十五日現在で県内に引続き五年以上居住している満九十才以上のおとしより七人に対して、県からの敬老金支給。

◈結婚50年に達したご夫婦
（夫）　（妻）
菊地菊太郎さん・さくさん
中野　大吉さん・たつさん
渡辺　省三さん・たけさん
根本　喜助さん・もとさん
塚本仁三郎さん・ときさん
岡田　貞助さん・なみさん
石山常五郎さん・とみさん
根本　喜八さん・とくさん
新堀　良平さん・ふくさん
宮田　倉次さん・たかさん
中村市郎治さん・さきさん
上竹平次郎さん・とめさん

◈88才に達した方（数え年）
内田　儀助さん　我孫子
小池巽太郎さん　我孫子
大塚　はなさん　我孫子新田
斉藤　フサさん　柴崎
須藤　たかさん　柴崎
堀越　きくさん　青山
村山　たけさん　中峠
宮本　定吉さん　布佐

◈90才以上の方
中村　むめさん（92）我孫子
小熊　もよさん（90）我孫子
湯下栄太郎さん（91）柴崎
岩井五郎助さん（93）青山
千浜　きくさん（92）中峠
沢田りやうさん（93）布佐
増田　かのさん（90）布佐

老人クラブが誕生
我孫子、湖北の二地区に

六十才以上の人たちが、常に若々しい希望をもって自分たちのしあわせをつくりあげるために、楽しい集まりをもとうとする気運が全国的に広まりつつあります。

当町においても、中峠下老人クラブ（会長平井正一氏、会員七十三名）が六月に結成されたのをはじめとし、我孫子地区でも町内の有志が発起人となり結成の準備が進められていましたが、八月十日にそのうぶ声をあげました。結成会に集まった方は男女あわせて五十三人で、みんなが元気に規約、名称などを審議した結果、会名は我孫子老人クラブと決まり、さらに役員には会長三浦惣太郎氏ほか六氏が選ばれました。次の総会は九月下旬に盛りだくさんな行事をもって開催する予定とのことです。なお、布佐地区においても発起人会が結成され、結成の準備が進められています。老人クラブが誕生した地区で、まだ加入してない方はどしどし加入してください。

【我孫子老人クラブ結成会に集まったおとしよりたち】

お宅の家屋は時価どの位でしょう

九月十五日から家屋評価を実施

固定資産税は、土地、家屋償却資産に対して課税されますが、課税の基礎となるものは、その資産の価格です。この価格を算出することを「固定資産の評価」と呼んでいますが、固定資産税を課する場合には、この評価ということが大変重要になってきます。そこでこの価格を決定するために、直接皆さん方の資産を調査しなければなりません。

評価格は、原則として毎年一月一日現在の状況で評価し価格を決定するのですが、三カ年ごとに評価基準年度というものが設けられていて、基準年度の価格を三年間すえ置くことになっています。ご存じのように、昭和三十六年度はこの基準年度の年にあたりましたので、次の基準年度は昭和三十九年度になり、その間は価格をすえ置くことになるわけです。ただし価格のすえ置きといっても、家屋では新築、増築、改築した場合、土地では地目変換した場合等は除かれます。

そこで町では、新築、増築改築などの家屋の状況を正しく評価補助員証を持っていますから、ご不審のさいはお調べになってください。

五月から三カ月間にわたり、全町の家屋を対象として評価を行なうことになりました。皆さんのお宅にお伺いする日程は予定できませんが、我孫子地区、湖北地区、布佐地区の順にて行ないます。調査員がお伺いのさいは、家屋の細部まで調査させていただかなくてはなりませんから、皆さま方の格別のご協力をお願いいたします。なお、調査員は評価補助員証を持っていますから、ご不審のさいはお調べになってください。

生ワクチンの投与終わる

小学校一年＝四年の児童

小児マヒの緊急予防対策として、さきには小学校入学前のお子さんを対象とした生ワクチン投与が行なわれましたが、こんどは小学校四年生までの児童を対象とした生ワクチン投与が八月二十八日、二十九日の両日にわたり各小学校ごとに実施されました。投与当日は夏休み中でありましたが、各担任の先生方の応援を得て、学級順にスムースに投与が終わりました。

前回は入学前のお子さんを対象として全国一斉に行なったのですが、今回は県の生ワクチン保有量が少ないので、東京都に隣接する保健所管内の市町村だけ実施されたものであり、かわいいお子さんを小児マヒから護ろうという熱意が実を結んだわけです。

生ワクチンを飲んだからとて油断は禁物です。お子さんのつね日ごろの衛生にはいっそうの注意が大切です。

投与日	学校別	該当者	投与者	投与率
8月28日	第2小	181	141	77.9
	湖北小	491	372	75.8
	布佐小	321	244	76.0
8月29日	第1小	511	415	81.2
	第3小	167	103	61.7
	第4小	478	342	71.5
合計又は平均		2,149	1,617	75.2

農地の無断転用を防止しょう

優良農地の保全ということは、農民の死命を制するもっとも重大な問題です。

農地法では、農地（田畑）を転用する場合、知事または農林大臣の許可がなければ建築などの工事に着手してはならないことになっています。

ところが最近は、農業委員会に申請書を提出し、農業委員会の審議が終われば許可があったものとして工事に着手する方が見受けられます。このように、許可がないのに無断で工事に着手しますと、あとで面倒なことになりますし、また罰則もありますので、必ず許可書が交付されてから着手するようにしてください。

以前は、申請してから許可までの期間が長かったのですが、最近は非常に早くなりましたので、前にも言ったように、必ず許可を受けてから着工してください。

農業経営安定の基礎となっている農地法は、農民の心のよりどころともいうべきものですから、農地法の励行と農地の無断転用防止に皆さんの絶大なるご協力をお願いいたします。

道路を広く使いましょう

道路は人や車の交通のために設けられたものですが、道路のことは、自動車などの駐車・オートバイ・自動車を道ばたに長いこと駐車していたり、商品などが道にはみ出していたりして、交通のじゃまをしていることです。

道路に車がほおっておかれたり商品がはみ出していると、狭い道路がよけい狭くなり、見通しをますます悪くして、事故の起きる直接的、間接的な原因になります。

取り締まりがあろうがなかろうが、狭い道路をできるだけ広く使い、そして事故を防ぐためには〝道路を本来の道路に〟する必要があるわけです。そこで〝公衆に迷惑をかけない〟ということを常に念頭において、人は右側、車は左側の原則を守ることはもちろんのこと、自動車などの駐車・オートバイ・自動車を道ばたに長いこと駐車していたり、商品などは道にはみ出さないようにして、道を広く使えるようにしましょう。

アメリカシロヒトリを発見したら申出を

アメリカシロヒトリ（森林害虫）が発生しますと、樹木の葉を食いあらし、猛害を加えますので、犯された樹木は、薬剤散布をするか切り捨てるかして、防除しなければなりません。すでに発生期に入りましたので、発見したらただちに産業課へ申し出てください。

町の人口

（昭和36年7月31日現在）

男　13,784人（前月比46人増）
女　14,259人（〃　29人減）
計　28,043人（〃　75人増）
世帯数5,815世帯（〃　24世帯）

7月の人口動態

	（男）	（女）	（計）
出生	22	21	43
死亡	5	6	11
転入	76	62	138
転出	47	48	95
転入世帯			31
転出世帯			7

あなたの知恵を交換するグループ

主人の大事な書類がみえなくなったため「あほう」などとなられた話、「ねずみ」がふ投票ができるので、明るく正しい選挙がこんなところから生まれるとしたら、私たちのくらしも今よりもっと楽しくなることでしょう。

みなさんの知恵を出しあって、この「話しあい」運動を町中にひろげ、どこよりも住みよい〝我孫子町〟をみんなで作りましょう。

この「話しあい」のグループを作るための相談に、町の選挙管理委員会がお手伝いしますので、五人でも十人でも結構ですから、その集まる日をお知らせください。

（我孫子町公明選挙推進協議会）

人事異動

町では、八月二十一日付をもって次のとおり人事異動を行ないました。

（　）内は異動前

総務課文書係長（広報主任）　主事　伊藤富士弥
総務課（社会課）　雇　足立　俊領
企画室開発主任（観光主任）　書記　村上　久
企画室調査主任（企画室）　書記　増田　勝己
企画室（総務課）　書記　野口　町子
都市計画課（税務課）　書記　森田　渉
建設課建設主任（都市計画課）　書記　桜井　利光
産業課勧業主任（産業課）　書記　林　勇

町税紙上相談室を設けました

税法の改正などにより、いちばん身近な税金である町税の課税や徴収の面に、問題となることがらが続出しております。町税の課税機関である税務課においてはもとより、納税者である皆さんの間にも税の問題点について、いろいろと論議がなされていることと思います。たとえば、

○町民税は課税されないと思っていたのに、どうして課税されたのだろうか。

○どのようにしてこの税額が計算されているのだろうか

○延滞金などはどうして徴収されるのだろうか。

といったように、いろいろあるわけです。

そこで、皆さんが疑問に思っているこれらの問題点についてお答えしたり、また町民の皆さんに町税のことについて深いご理解と、納税にあたり完納えのご協力をお願いするために、広報のかたすみに「町税紙上相談室」を設けることにいたしました。口頭でも文書でも結構ですから、どしどしご質問をお寄せください。皆さんのご利用をお待ちしております。

先日二、三のご質問がありましたので、さっそく「町税紙上相談室」からお答えいたしておきます。

町税の種類は

問　当町における町税の種類を説明してください。

答　当町における町税の種類を大別すると、普通税と目的税に分けられます。

これをさらに分けると、普通税には町民税、固定資産税・軽自動車税・たばこ消費税・電気ガス税・木材引取税があり、目的税には都市計画税・国民健康保険税があります。

町民税の課税方法は

問　市町村民税の課税は非常にまちまちで、市町村ごとにずいぶん異なった税負担となっているようです。

私の場合でも、前住所の市民税と当町の町民税とでは相当の違いがあります。一体市町村民税の課税方法にはどのような方式があるのか、また市町村によってこのような税額の違いがあってよいものか、これらの点について説明をしてください。

答　個人に対する市町村民税の課税方法には

❶所得税額を課税標準とする方式（第一課税方式）

❷所得税の課税総所得金額課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額を課税標準とする方式（第二課税方式本文）

❸総所得金額から基礎控除額を控除した金額を課税標準とする方式（第二課税方式ただし書）

❹第二課税方式本文の課税標準から所得税額を控除した金額を課税標準とする方式（第三課税方式本文）

❺第二課税方式ただし書の課税標準から所得税額を控除した金額を課税標準とする方式（第三課税方式ただし書）があり、このいずれを採用するかは、それぞれの市町村が自分の財政状態を考えて決めることになっています。

たがって、いずれの方法によるかによって実際の税負担には市町村ごとにかなりの相違があります。なお、当町における課税方式は、前記❸を採用しております。

町税紙上相談室

町税の種類は

問　当町における町税の種類を説明してください。

答　当町における町税の種類を大別すると、普通税と目的税に分けられます。

これをさらに分けると、普通税には町民税、固定資産税・軽自動車税・たばこ消費税・電気ガス税・木材引取税があり、目的税には都市計画税・国民健康保険税があります。

町民税の課税方法は

問　市町村民税の課税は非常にまちまちで、市町村ごとにずいぶん異なった税負担となっているようです。

私の場合でも、前住所の市民税と当町の町民税とでは相当の違いがあります。一体市町村民税の課税方法にはどのような方式があるのか、また市町村によってこのような税額の違いがあってよいものか、これらの点について説明をしてください。

答　個人に対する市町村民税の課税方法には

❶所得税額を課税標準とする方式（第一課税方式）

❷所得税の課税総所得金額課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額を課税標準とする方式（第二課税方式本文）

❸総所得金額から基礎控除額を控除した金額を課税標準とする方式（第二課税方式ただし書）

❹第二課税方式本文の課税標準から所得税額を控除した金額を課税標準とする方式（第三課税方式本文）

❺第二課税方式ただし書の課税標準から所得税額を控除した金額を課税標準とする方式（第三課税方式ただし書）があり、このいずれを採用するかは、それぞれの市町村が自分の財政状態を考えて決めることになっています。

たがって、いずれの方法によるかによって実際の税負担には市町村ごとにかなりの相違があります。なお、当町における課税方式は、前記❸を採用しております。

掲示板

戦時加算の請求手続き説明会開催

恩給法の改正により、旧軍人などの戦時加算が一部復活し、十月一日から該当者の加算請求を受け付けることになりました。

加算請求をしていただく方は、加算される戦地、事変地擾乱地および外国鎮戍国境警備等の任務に服役した旧軍人などで、実在職年と加算年を加えて、准士官以上は十三年、下士官以下は十二年の最短恩給年限に達する方です。

そこでこの請求手続きの細部事項について、九月十日午後一時から役場会議室で説明会を行ないますから該当者はもれなくお集まりください。

満70才になったら老令福祉年金の請求を

すでに皆さんご承知のことと思いますが、満七十才になりますと老令福祉年金の受給権が発生します。

町では、満七十才に達した方に対して、老令福祉年金の請求手続きをされるようご通知をさしあげているのですが、それでも請求手続きにおいでにならない方がありますし、

ことし受給権が発生する方は明治二十四年生まれの人ですから、明治二十四年生まれの人は誕生日が過ぎましたら

❶あなたの戸籍抄本

❷住民票の謄本、印鑑

を用意されて、社会課までおいでください。町は、せっかくの法の恩恵を、一刻も早く受けていただきたいと願っています。

なお老令福祉年金の受給については、本人の所得が年間十三万以上であるとか、扶養義務者が多額の所得税を納めているとかの場合には、年金を受けられないという制度がありますので、詳しいことは社会課へお問い合わせください。

育児相談を利用しましょう

蒸されるような残暑が続く毎日、食欲不振の赤ちゃんやお子さんたちに悩んでいらっしゃるお母さま方も多いことと思います。まして、泣くことのみにて訴える赤ちゃんやききわけのない幼児期のお子さんたちであればなおさらです。

健康の尺度を知る体重測定や離乳期、幼児期の栄養および養護の相談日を、月に一回づつ各地区に設けました。暑さのためにストップ状態だった赤ちゃんの発育を、これからの涼しくなりつつあるこのチャンスに相談日を利用して、人格形成の最大要素である大事な乳幼児期を、化学学的なお母さま方の深い愛情でお育てになり、明るい健康な家庭を築いてください。

なお、育児相談の日時および場所は次のとおりですのでもよりの場所へおでかけください。

毎月第一金曜日　役場
毎月第二金曜日　第四小
毎月第三金曜日　湖北支所
毎月第四金曜日　布佐支所

時間は午後一時から午後三時三十分までです。おでかけのさいには母子手帳をご持参ください。

自衛官の募集

防衛庁では、陸上、海上航空自衛官の補充のため、次のとおり募集することになりましたので、希望者は役場または支所へお申し込みください。

▼応募資格　昭和11年11月2日から昭和18年11月1日までに生まれた男子で日本国籍を有する者。

▼受付期間　昭和36年9月1日から昭和36年10月31日まで。

▼志願手続き　志願書を役場に出すか直接地方連絡部へ出してください。志願書は総務課にあります。

▼試験　昭和36年9月1日から11月6日までの間に行ないます。試験期日および試験場は本人に通知されます。

詳細は総務課へお問い合わせください。